

外来腫瘍化学療法診療料に関する お知らせ

1. 当院は、専任の医師、看護師、または薬剤師が院内に常時1人以上配置され、患者から電話等による緊急相談等に24時間対応できる連絡体制を整備しています。
2. 当院は、急変時等の緊急時に当該患者が入院できる体制の確保を行っています。
3. 当院は、化学療法に携わる各診療科の医師の代表者、業務に携わる看護師、薬剤師及び必要に応じてその他の職種から構成されるもので、実施される化学療法のレジメン（医療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を年1回以上、開催しています。